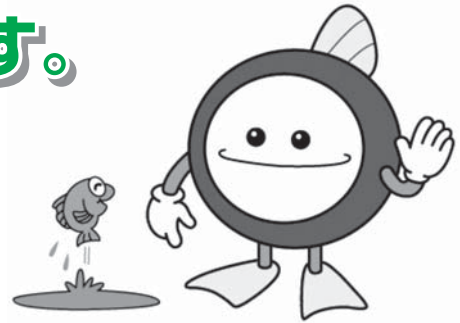


下水道水洗化についてのお知らせ

9月10日は下水道の日です。

鏡野町では、住みよく快適な暮らし、河川や水路など水環境の向上を実現するため、下水道の整備を進めています。

下水道施設は、各家庭や事業所の接続により初めて効果を発揮します。接続には自己負担が必要ですが、供用開始区域の皆様には、できるだけ早い接続をお願いいたします。



○補助金制度

下水道が整備され、使用開始日（供用開始日）より3年以内に接続工事を行われた方には、以下の項目に該当する場合において、排水設備事業費補助金が交付されます。

- (1) 生活世帯であること。(工場、アパート、事務所等は補助対象外)
- (2) 鏡野町が指定する排水設備指定工事店で、工事の申請並びに、工事を実施された方。

○受益者負担金（分担金）の額

下水道が整備された区域では、土地のもつ利用価値が上昇するなど特定の方に受益があります。そこで、所有者の方に建設費の一部を『受益者負担金（分担金）』として一度限り負担していただくものです。

○排水設備工事の申請について

依頼者は、排水設備指定工事店に直接、見積り及び工事の申込みを行っていただきます。工事の申請は、指定工事店が皆様にかわって手続きします。

○下水道の使用料（月額）

生活世帯 (一般家庭)	基本料金	世帯員数割(1人当たり)	休止料金(1回)
	1,620円	540円	860円
事業所 (工場など)	水道量(10m ³ まで)	超過料金(1m ³ 当たり)	休止料金(1回)
	1,620円	172円	860円

※支払いについては、隔月支払い（2ヶ月分をまとめて支払い）になります。

※世帯員数について、増員の場合は、毎年5月に役場で調査し増員としますので、**届けの必要はありません**。減員の場合は、届けの翌月から減員としますので**届けをお願いします**。(世帯員の方が亡くなった場合は、役場で把握できますので**届けの必要はありません**。)

○水洗化により得られる効果

水洗化により、河川や水路の水環境がよくなります。また、水洗便所が使えるようになり、生活環境の向上につながります。

平成24年3月31日に使用開始となった公共下水道処理区の円宗寺地区の一部と沢田地区の一部では、平成27年3月30日で、排水設備事業費補助金の交付期限が終了します。
また、受益者負担金（分担金）の額も増額となりますので、早めの接続をお願いします。

※下水道使用開始区域以外の地区では、合併処理浄化槽の設置を推進しています。

下水道についてのお問い合わせは 鏡野町上下水道課 (0868)54-0001